

## 明石市要介護認定調査員（個人委託）募集要項

### 1 業務内容・登録要件

目的	介護保険の要介護認定等申請者への訪問調査を専門に行う介護支援専門員に認定調査業務を委託します。自宅を拠点に認定調査ができる方を募集します。
業務内容	介護保険法の規定により、要介護・要支援の認定を受けようとする被保険者の居住地に訪問して面接を行い、その心身の状況、置かれている環境、その他厚生労働省で定める事項について調査を実施し、作成した調査票を市へ提出する。
募集要件	<p>※以下のすべてに該当する方</p> <p>① 介護支援専門員の資格所有者で、その業務において厚生労働省の定める基準に違反したことがないこと。</p> <p>② 都道府県又は政令市が実施する認定調査員研修を修了し、認定調査員として一定の経験があること。</p> <p>③ 契約成立時点において、事業所等に所属していないこと。</p> <p>④ 調査に必要な交通手段及び通信手段を確保できること。</p> <p>⑤ 兵庫県や明石市が主催する調査員研修会への参加ならびに認定調査員向けeラーニングシステムの受講が可能な方。</p> <p>⑥ 心身ともに健康で、概ね65歳未満の方。</p>

### 2 応募手続、選考方法について

提出書類	<p>① 明石市要介護認定等調査個人委託登録申込書</p> <p>② 介護支援専門員証の写し（有効期間のわかるもの）</p> <p>③ 都道府県または政令市が実施する、認定調査員研修の修了証明書の写し（修了証明書のない方は、受講した都道府県・政令市へ確認して下さい）</p> <p>④ 履歴書（市販のもので可）</p> <p>※なお、提出された書類は返却しません。ご了承ください。</p>
提出先	〒673 - 8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市 福祉局 高齢者総合支援室 審査係（明石市役所本庁舎2階8番窓口）
受付期間	随時。受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで（土日祝日は除く）
応募・選考方法	登録申込書は明石市のホームページよりダウンロードできます。また、高齢者総合支援室審査係の窓口でも配布いたします。関係書類提出時に【書類の確認・面接・eラーニング審査】を行います。事前に高齢者総合支援室審査係へ連絡し、提出日時の調整を行って下さい。提出日時が決まれば、必要な書類を明石市高齢者総合支援室審査係の窓口へ持参して下さい（郵送は不可）。
その他	選考結果については、約1週間以内に電話にて連絡いたします。

### 3 委託料・条件等

委 託 料	調査 1 件につき、4,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）
そ の 他	① 認定調査に必要な諸経費はすべて受託者負担であり、委託料以外の支払いはありません。 ② 契約期間は、契約締結日から年度末 3 月 31 日まで（単年度契約） ③ 契約時における年度内に 65 歳に達する場合は、65 歳到達後に最初に迎える 3 月末までの契約とします。 ④ 雑所得として、確定申告が必要です。

《問い合わせ先》

明石市 高齢者総合支援室 審査係 介護認定担当

明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

電 話：078-918-5237（直通）

F A X：078-919-4060